



高市政権の日本成長戦略が企業知財戦略に与える影響の全体像

高市早苗内閣総理大臣と城内実成長戦略担当大臣による「日本成長戦略」は、日本企業の知的財産戦略に対して、構造的かつ多層的な変革を迫る政策パッケージである。両氏の過去の政策実績と公開された経済哲学を分析すると、経済安全保障の強化、戦略分野への集中投資、スタートアップ・大学エコシステムの再構築という三つの軸が、企業の知財戦略に根本的な転換を促すことが明らかになる。

経済安全保障強化が知財戦略に与える構造的影響

特許非公開制度の本格運用と企業対応

高市氏は 2022 年から 2023 年にかけて経済安全保障担当大臣として特許出願非公開制度の設計に深く関与してきた。高市政権下で、この制度は 2024 年春の運用開始から本格的な展開期に入ると予想される。^{[1][2][3][4][5]}

特許非公開制度は、公にすることで国家および国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明について、出願公開等の手続を留保し、特許手続を通じた機微な技術の公開や情報流出を防止する仕組みである。対象となるのは、航空機等の偽装・隠ぺい技術、ウラン・プルトニウムの同位体分離技術など合計 25 の技術分野（政令上は 47 項目）である。^{[4][5][6]}

企業知財戦略への第一の影響は、出願前リスク評価の義務化である。日本企業は、特定技術分野に該当する発明を外国出願する前に、まず日本で出願して保全審査を受けなければならない。特定技術分野には、民生分野の産業や市場に展開される可能性を含んだ技術も含まれており、企業が「これは軍事技術ではない」と判断しても、付加要件（国の委託研究の成果、防衛用途への展開可能性等）に該当すれば保全審査の対象となる。^{[5][6][7][4]}

PwC の分析によれば、年間の特許出願企業数の約 6 割を占める中小企業においては、担当部署や専門人材の配置、事務手続き面での負担が重くなることが想定される。したがって、企業は制度開始前から十分に準備をしておく必要がある。^[5]

第二の影響は、情報管理体制の抜本的強化である。保全指定を受けた発明については、組織的管理措置、人的管理措置、物理的管理措置、技術的管理措置という四層の適正管理措置を講じなければならない。保全対象発明に係る情報を営業秘密として取り扱い、情報を取り扱う者を適正に管理し、アクセス制御を実施し、情報漏えい防止のための技術的措置を講じることが求められる。^{[6][4]}

違反した場合の罰則は重い。正当な理由なく保全対象発明を開示した場合、2 年以下の懲役もしくは 100 万円以下の罰金またはこれらの併科が科される。さらに、不正競争防止法違反として 10 年以下の懲役もしくは 2000 万円以下の罰金またはこれらの併科に問われる可能性もある。^{[4][6]}

第三の影響は、グローバル知財戦略の見直しである。保全指定を受けた発明は、保全指定が解除されるまで外国出願ができない。保全指定期間は少なくとも 1 年ごとに継続の必要性が検討され、必要がなくなれば解除されるが、国際的な特許競争において 1 年以上の遅延は致命的となる可能性がある。^{[6][4]}

企業は、戦略的に重要な技術について、日本での出願と外国出願のタイミング、あるいは特許出願そのものを行わず営業秘密として保持するという選択を含めた、より複雑な判断を迫られることになる。^{[8][9][10]}

機微技術流出防止の徹底と知財デューデリジェンスの強化

政府の知的財産推進計画 2024 および 2025 は、経済安全保障に関する技術や知財の流出防止策として、流出リスクに応じたアクセス管理などに取り組む方針を明記している。高市政権は、この方針をさらに強力に推進すると見られる。^{[2][4]}

21 世紀政策研究所が 2024 年 9 月に立ち上げた研究プロジェクト「経済安全保障と知財」は、セキュリティ・クリアランス制度導入が企業にプラスの影響をもたらす場合があると指摘している。2025 年から導入されるセキュリティ・クリアランス制度は、経済安全保障に直結する事業を営む企業に直接的影響を与えるだけでなく、サプライチェーン全体に波及する。^[11]

企業にとって重要なのは、**知財デューデリジェンスの徹底**である。M&A や共同研究開発、技術ライセンスの際に、相手企業が保有する技術や特許が経済安全保障上の機微技術に該当するか、その情報管理体制は適切かを評価する必要がある。^{[12][8][11]}

NRI の分析によれば、日本の知財財産権等使用料収支は米国と比べて多いとは言えず、これはアジアからの知財収入への依存と欧州への赤字に依るものである。先進国市場での高額ロイヤリティを生む基盤技術の不足、サプライチェーン断絶、経済安全保障上のリスクが示唆される。高市政権の経済安

全保障強化により、こうした構造的課題が改めて浮き彫りになり、企業は基盤技術の国内保持とライセンス戦略の見直しを迫られる。^[8]

戦略分野への集中投資と知財ポートフォリオの再構築

AI・半導体・量子・核融合：重点分野の明確化

高市政権の成長戦略は、AI、半導体、量子コンピューター、核融合という戦略分野への集中的投資を柱としている。高市氏は2023年に科学技術担当大臣として核融合発電と量子技術の戦略を策定し、「実用化をいっそう加速できるよう尽力する」と表明した。^{[13][14][15][16][17][18]}

城内氏も石破内閣で経済安全保障担当大臣として知的財産戦略、科学技術政策、人工知能戦略を担当した経験を持ち、高市政権では成長戦略担当大臣としてこれらの分野への投資を強力に推進すると見られる。^{[19][20][21][22][23]}

企業知財戦略への第一の影響は、特許ポートフォリオの戦略的再配置である。IBMは、かつて年間特許取得件数で世界首位を維持する「網羅性」重視の特許出願戦略を展開していたが、近年ではAI、量子技術、ハイブリッドクラウド、サイバーセキュリティなどの中核分野に特許ポートフォリオを集中させている。IBM研究部門責任者のダリオ・ギル氏は「もう私たちは特許の数でトップを目指すことはやめました。でも、私たちは今でも知的財産の分野では強い立場にあり、AIや量子技術などの重要な分野では、世界でもトップクラスの特許を持ち続けています」と述べている。^[10]

日本企業も同様に、「網羅性から質」「量から価値」への戦略的転換を図る必要がある。高市政権の重点分野に合致する技術については、特許出願を強化し、質の高い特許ポートフォリオを構築する。一方、非重点分野については、特許出願を削減し、エンジニアがより戦略的な技術開発に集中できる体制を整備する。^{[9][10][8]}

第二の影響は、プロセス特許の重視である。AI分野における知的財産保護の焦点は、これまでの「成果物（出力）」だけでなく、「プロセス」へと大きくシフトしている。AI技術が複雑な判断や創作を行うようになるにつれ、最終的な成果物そのものよりも、その成果物がどのように生成されたか、その背後にあるAIモデルの構造やアルゴリズムが、企業の競争優位性の源泉となる。^[9]

特許の請求項の焦点が従来の発明の「結果」から、それを生み出す「過程」へと移行している。企業は、自社のAIモデルの訓練方法、データ処理プロセス、あるいはAIと人間の協調プロセスといった独自の「プロセス」技術の特許で保護する必要性が高まっている。^[9]

半導体分野においても同様の傾向が見られる。三井物産戦略研究所の分析によれば、半導体の設計や製造における特許分析を通じて、装置そのものの特許+制御/読み出し+製造・評価フローという三層を一体最適で押さえる動きが強まっている。大学発ベンチャー（Diraq, SQC, Quantum Motion 等）は基盤特許を広域に押さえつつ、製造・計測スケールのノウハウを特許で補強している。^{[24][25]}

第三の影響は、イノベーションボックス税制の活用である。経済産業省の半導体・デジタル産業戦略では、特許や AI 関連のプログラムの著作物の知財から生じる所得に減税措置を適用するイノベーションボックス税制（イノベーション拠点税制）を来年度から実施する方針が示されている。^[26]

企業は、戦略分野の特許ポートフォリオを強化することで、税制優遇を受けながら研究開発を加速し、ライセンス収益や M&A 時の企業価値向上につなげることができる。^{[27][28][26]}

特許の価値評価と収益化：「守りから攻めへ」の転換

高市政権の成長戦略は、単に特許を「防御手段」として保有するだけでなく、「攻めの資産」として積極的に活用する方向性を強く打ち出している。^{[29][10][8]}

政府の知的財産戦略本部は、企業が「知財で稼ぐ」ことの重要性を強調している。特許を収益化する主な方法には、戦略的なライセンス供与、特許の売却、交渉の切り札としての活用などがある。^{[30][28][27]}

IBM は 1996 年以降、知的財産のライセンスによって累計 270 億ドル以上の収益をあげており、知財が財務面でも確かな収益源として機能してきた。IBM の金銭評価した知財価値「Custom Development Income」の開示は、単なる売上計上を超え、莫大な研究開発投資で生み出した IP が、高付加価値なサービスを通じて具体的にどれだけ収益化されているかを示している。これにより、技術力と事業戦略の有効性、将来の成長性を投資家に訴求する重要な KPI となっている。^{[10][8]}

Qualcomm においても、特許ライセンス事業が総収益の約 15%を占めており、その業績見通しは株価にも大きな影響を与えている。^[10]

日本企業も同様に、ライセンス収益を新たな収益源として確立する必要がある。富士通は、知財を活用したオープンイノベーションに取り組み、パートナーに適したライセンススキームを提案している。例えば、ソノファイ社への超音波解析 AI 技術のライセンス供与にあたっては、新株予約権を取得するライセンススキームとし、ソノファイ社に富士通の技術を活用した事業を推進してもらっている。^{[28][29][27][30][8]}

企業知財戦略への影響は、知財部門の位置づけの変革である。日本企業の知財部門の仕事は特許出願にとどまり、部門長の役員も少ない。経営に影響を与える「戦略部門」に脱皮しないと、事業モデルに知財を組み込むのは難しい。^[31]

高市政権の成長戦略は、知財部門が経営企画と融合し、顧客課題に応えるソリューション知財を中心とした戦略を策定する体制への転換を促す。知財インテリジェンス機能を導入し、金銭評価した知財価値を高める社内 KPI を提示して、社内の活動で知財価値を高める方向性を示せるよう経営判断や IR 活動に活用する。^[8]

スタートアップ・大学エコシステムの再構築と知財活用

知財エコシステムの強化：高市・城内政権の最優先課題

高市氏は 2023 年に知的財産戦略担当大臣として「知的財産推進計画 2023」を取りまとめ、初めて生成 AI に関する記述を盛り込んだ。その中で、スタートアップ・大学の知財エコシステム強化を重視し、大学が企業との共同研究で得た特許を別のスタートアップにライセンスしやすくする制度改革を進めた。^[32]

城内氏も 2024 年にクールジャパン・知的財産戦略担当大臣として、経団連から「コンテンツ産業の振興に向けた具体的な提案」を受け、官民での連携を強化する必要性で一致した。さらに、クールジャパン戦略の一環として、日本のマンガやアニメを活用したインバウンド拡大とコンテンツ産業自体のさらなる成長に期待を寄せている。^{[33][34]}

高市・城内政権は、スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの構築を成長戦略の「一丁目一番地」として位置づけると予想される。^{[35][36][37]}

企業知財戦略への第一の影響は、大学との共同研究契約の見直しである。大学の現状では、学内で知財関連経費が不足し、共同研究先と対等な交渉を行えずに社会実装に向けた権利が弱くなり、研究成果の死蔵化も相対的に増える負の連鎖のなかにある。^[36]

大学保有特許のうち、6 割が企業等との共有特許であるが、大学による共有特許のスタートアップへのライセンスには、特許法のデフォルト規定によれば共同研究先企業の同意が必要となる。現場では、共同研究先から同意が得られず、大学がライセンスできず、スタートアップの起業断念、意図した事業計画の断念に至る事案が出ている。^[36]

これに対し、東京大学等では、共同研究先が所定期間内に正当な理由なく共有特許の実施をしない場合には、大学がスタートアップ等にライセンスする内容の共同研究契約ひな型を示している。高市政権は、このような取り組みを全国の大学に広げ、企業にも積極的な対応を求めると見られる。

[\[37\]](#)[\[38\]](#)[\[36\]](#)

企業は、大学との共同研究契約において、社会実装機会の最大化という大学のミッションに配慮しつつ、自社の知財戦略との整合性を図る必要がある。[\[39\]](#)[\[40\]](#)[\[36\]](#)

第二の影響は、スタートアップへの技術移転対価としての株式・新株予約権の活用である。政府は、国立大学がスタートアップへの技術移転に際して、スタートアップから柔軟に株式・新株予約権を取得し、適切なタイミングで売却することができるよう、スタートアップの資力要件などの各種制限を撤廃した。[\[35\]](#)

スタートアップが、人材獲得のために発行する新株予約権の発行枠（通常 10-15%）にかかわらず、移転される技術の価値に応じた新株予約権を発行できるような考え方の整理も進んでいる。[\[35\]](#)

企業は、大学発スタートアップとの技術ライセンス契約において、従来の現金ロイヤリティだけでなく、株式・新株予約権を組み合わせたライセンススキームを検討する必要がある。これにより、スタートアップの成長に応じた利益配分が可能となり、長期的な協力関係を構築できる。[\[29\]](#)[\[35\]](#)

第三の影響は、大学発スタートアップとのオープンイノベーション促進である。2023 年 10 月時点で大学発ベンチャーは 4,288 社と初めて 4,000 社を超え、企業数・増加数ともに過去最高を記録している。大学別では東京大学発のスタートアップが約 420 社と最多で、慶應義塾大学（291 社）、京都大学（273 社）、大阪大学（252 社）と続く。[\[40\]](#)

大学発スタートアップ全体の約 2%が既に株式公開（上場）を果たし、約 0.1%は企業価値 1,000 億円以上のユニコーン企業に成長している。高市政権は、こうした成功例をさらに増やすため、大学発スタートアップへの支援を強化すると見られる。[\[38\]](#)[\[40\]](#)[\[37\]](#)[\[36\]](#)[\[35\]](#)

企業にとっては、大学発スタートアップとの協業を通じて、最先端の技術シーズにアクセスし、自社の研究開発を加速する機会が増える。特に、AI、量子、核融合などの戦略分野では、大学発スタートアップが重要なイノベーション源となる。[\[24\]](#)[\[39\]](#)[\[40\]](#)[\[29\]](#)[\[35\]](#)

オープンイノベーションと知財戦略：共創の知財マネジメント

高市政権の成長戦略は、単なる外部調達を超えた「オープンイノベーション」を推進する。これは、自社技術を囲い込むのではなく、オープン化によって業界全体を巻き込むエコシステムを構築する「攻めのオープンな知財戦略」を指す。^{[41][42][43][44][31][29][8]}

IBM、24M Technologies、ダイキン、三菱ケミカル、NVIDIA などの知財先進企業は、ソリューション知財を通じて顧客接点を獲得し、収益事業へと誘導する「ビークル」として知財を活用している。モノ事業とソリューション事業を分業化することで、顧客獲得と収益化の役割を明確に分け、競争力を高めることが可能となる。^[8]

企業知財戦略への影響は、オープンとクローズの戦略的使い分けである。日本企業の経営スタイルは、米国企業と異なり、蓄積の経済であることから、その純度を高めるため、日本企業はコア技術を明確に設定し、その分野に「集中投資」する。^[42]

一方で、非コア技術については、オープン化によって業界標準を形成し、エコシステム全体の拡大を図る。例えば、HRL は spinQICK というオープン戦略とクローズド IP の併用で、デファクト影響力＋収益性を両立させる試みを行っている。^{[41][42][24][29][8]}

特許庁の調査によれば、日本企業によるオープンイノベーションの成功事例は業界を問わず少ない。オープンイノベーションを成功に導くためには、ビジネス戦略に応じてオープンイノベーションの目的を明確化したうえで、知財戦略に落とし込むことが求められる。^{[43][41]}

高市政権は、大企業によるオープンイノベーションを促進するために、事業戦略に沿った知的財産の構築を支援する施策を強化すると見られる。企業は、特許庁が公表している「新事業創造に資する知財戦略事例集～『共創の知財戦略』実践に向けた取り組みと課題～」などを参考に、自社のオープンイノベーション戦略を構築する必要がある。^{[45][43][41]}

知財戦略の実践：企業が取るべき具体的行動

短期的対応（1 年以内）

1. 経済安全保障対応体制の構築

企業は、特定技術分野に該当する発明の実施可能性のある事業ポートフォリオ、部署を特定する。該当の発明が実施された場合の情報の適正管理や漏洩防止のための社内体制・手続き・規程を作成する。保全指定による事業影響や損失補償による保護内容を評価する。制度を踏まえた特許出願戦略を再検討する。^{[7][5][6]}

2. 特許ポートフォリオの評価と見直し

自社の各事業における出願状況を把握し、各企業における開発テーマごとの出願件数を比較する。保有している特許権により得られる収益・必要性を検討し、自社実施以外の特許権を活用した収益の得方（ライセンス契約、損害賠償請求等）を検討する。^{[46][47]}

非重点分野の特許については、維持費用対効果を評価し、売却やライセンス供与を検討する。

^{[48][49][27][46]}

3. 大学・スタートアップとの連携強化

大学との共同研究契約のひな型を見直し、スタートアップへのライセンスを可能にする条項を追加する。大学発スタートアップとの協業機会を探索し、株式・新株予約権を組み合わせたライセンススキームを検討する。^{[36][29][35]}

中期的対応（1-3 年）

1. 知財部門の戦略部門化

知財部門を経営企画と融合させ、経営層と戦略的会話を行える体制を構築する。知財インテリジェンス機能を導入し、金銭評価した知財価値を高める社内 KPI を設定する。^{[12][31][9][8]}

知財部門が顧客とのコラボレーションの現場に入り込み、顧客の課題特定・価値の構想（デザイン）に従事する体制を整える。^[31]

2. 戦略分野への特許ポートフォリオ集中

AI、半導体、量子、核融合などの戦略分野において、プロセス特許を含む質の高い特許ポートフォリオを構築する。装置そのものの特許+制御/読み出し+製造・評価フローという三層を一体最適で押さえる戦略を実行する。^{[25][24][9][10]}

イノベーションボックス税制を活用し、戦略分野の研究開発を加速する。^[26]

3. ライセンス収益の本格化

営業・サービス提供部門が顧客ニーズを技術マーケティングで把握し、収益事業へと繋げる体制を構築する。自社で独占したい知財と、ライセンス収入や他社との交渉材料にしたい知財の違いを意識して権利化を進める。^{[50][30][8]}

特許ポートフォリオをソニーに提供する TiVo 社のような事例を参考に、大手企業へのライセンス供与を検討する。^[46]

長期的対応（3 年以上）

1. オープンイノベーション・エコシステムの構築

自社技術の一部をオープン化し、業界標準を形成してエコシステム全体の拡大を図る。コア技術は囲い込みつつ、非コア技術はオープン化するという戦略的使い分けを実行する。^{[44][42][29][41][8]}

スタートアップ、大学、VC、知財戦略専門家を含む知財エコシステムを構築し、継続的なイノベーション創出の基盤を整える。^{[37][35][36]}

2. 知財統合型経営への転換

知財を「守りの手段」から「攻めの資産」へと転換し、CX（顧客体験）の経営改革と GX（グリーントランスフォーメーション）や SDGs などのサステナビリティ経営を牽引する「知財経営」へと変革する。^[8]

特許、ブランド、データなどの無形資産に積極的に投資し、顧客価値に訴求する知財を商業化するインフラを整備する。^{[10][8]}

3. グローバル知財戦略の最適化

経済安全保障と知財流出防止を考慮しつつ、先進国市場での高額ロイヤリティを生む基盤技術を強化する。国際規格の形成に積極的に参画し、日本に有利な「国際規格」の拡大を図る。^{[2][4][8]}

日本版バイ・ドール制度の適用により受託者に知的財産権が帰属することとなった場合の取扱いを明確化し、国際共同研究における知財権の適切な配分を実現する。^{[4][5]}

結論：知財戦略の構造的転換期

高市早苗内閣総理大臣と城内実成長戦略担当大臣による「日本成長戦略」は、日本企業の知的財産戦略に対して、経済安全保障の強化、戦略分野への集中投資、スタートアップ・大学エコシステムの再構築という三つの軸から、構造的な転換を促している。

経済安全保障の観点からは、特許非公開制度の本格運用により、企業は出願前リスク評価、情報管理体制の抜本的強化、グローバル知財戦略の見直しを迫られる。^{[7][2][5][6][4]}

戦略分野への集中投資の観点からは、企業は特許ポートフォリオを「網羅性から質」「量から価値」へと戦略的に再配置し、プロセス特許を重視し、特許の価値評価と収益化を実現する必要がある。

[24][9][10][8]

スタートアップ・大学エコシステムの観点からは、企業は大学との共同研究契約を見直し、スタートアップへの技術移転対価として株式・新株予約権を活用し、オープンイノベーションを推進する必要がある。 [29][41][35][36]

重要なのは、これらが個別の対応ではなく、企業の知財戦略全体を統合的に再設計する必要があるという点である。知財部門は、単なる特許出願業務から脱却し、経営戦略の中核を担う「戦略部門」へと変革しなければならない。 [12][31][8]

高市・城内政権による日本成長戦略は、日本企業に知財戦略の抜本の見直しを迫るとともに、知財を活用した新たな成長の機会を提供する。企業がこの構造的転換期にどう対応するかが、今後の国際競争力を左右する重要な分岐点となる。 [23][51][52][53][54][55][56][57][58][32][33][19][13][2][4][9][29][10][8]

*
**

1. https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/meibo/daijin/takaichi_sanae.html
2. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA300X10Q4A530C2000000/>
3. https://www.cao.go.jp/minister/2208_s_takaichi/index.html
4. <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2025/pdf/suishinkeikaku.pdf>
5. <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/awareness-cyber-security/economic-security03.html>
6. <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/awareness-cyber-security/assets/pdf/economic-security03.pdf>
7. <https://www.inpit.go.jp/content/100881307.pdf>
8. https://www.nri.com/jp/media/column/mcs_blog/20250930.html
9. <https://ipdesign.blog/2025/07/02/ai時代の知財戦略：特許の「量」から「価値」への/>
10. <https://media.emuniinc.jp/2025/06/27/intellectual-property-strategy/>
11. <http://www.21ppi.org/theme/2024/09/18143203.html>

12. <https://journal.meti.go.jp/p/23628/>
13. <https://diamond.jp/articles/-/375041>
14. https://www.sompo-ri.co.jp/topics_plus/20251006-20244/
15. <https://note.com/ryoyamamura1991/n/n61a74ef0b831>
16. <https://www.nomura.co.jp/wealthstyle/article/0472/>
17. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0UA142PU0U3A410C2000000/>
18. <https://kabutan.jp/news/marketnews/?b=n202510060548>
19. <https://ja.wikipedia.org/wiki/城内実>
20. https://www.kantei.go.jp/jp/102_ishiba/meibo/daijin/kiuchi_minoru.html
21. https://www.cao.go.jp/minister/2411_m_kiuchi/index.html
22. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0UA190FG0Z11C25A0000000/>
23. <https://jp.reuters.com/opinion/forex-forum/G5XBSILWHFPZNBLJETUJ4DGZLY-2025-10-22/>
24. <https://note.com/kusuura/n/ncc7fab1c1546>
25. https://www.mitsui.com/mgssi/ja/report/detail/_icsFiles/afieldfile/2025/08/21/2508_ishiguro.pdf
26. https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/conference/semicon_digital/0012/handeji3rr.pdf
27. <https://patent-revenue.iprich.jp/uncategorized/3094/>
28. https://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/pdf/royalty_literature.pdf
29. <https://global.fujitsu/ja-jp/sustainability/intellectual-property>
30. <https://www.riskeyes.jp/hansha-check-column/178>
31. http://www.jipa.or.jp/kaiin/katsudou/houkoku/bukaihoukoku/1907/02_jpo.pdf
32. <https://www.youtube.com/watch?v=7iZ-6smxEHY>
33. https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2024/1219_02.html
34. <https://nafca.jp/news20250418/>
35. https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/innovation_ecosystem/3kai/siryo5.pdf

36. https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2023/0112_05.html
37. <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/startup/index.html>
38. https://www.ipa.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/chizai_bunkakai/document/19-shiryuu/03.pdf
39. <https://innov.keio.ac.jp/startup/topics/500/>
40. <https://patent-revenue.iprich.jp/専門家向け/1425/>
41. https://www.ipa.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2020_04_zentai.pdf
42. <https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2022/10/36.pdf>
43. https://www.ipa.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2020_04_yoyaku.pdf
44. <https://ascii.jp/elem/000/004/150/4150398/>
45. https://www.ipa.go.jp/support/example/document/chizai_senryaku_2022/all.pdf
46. <https://tokkyo-lab.com/co/info-patent-portfolio>
47. <https://www.tokkyo.ai/tokkyo-wiki/patent-portfolio/>
48. <https://www.chizainomori.com/knowledge/ip-portfolio.html>
49. <https://patentrelease.com/?p=429>
50. https://www.amt-law.com/asset/pdf/AKN_Article_LOOP_200308.PDF
51. <https://president.jp/articles/-/103306?page=1>
52. <https://finance.yahoo.co.jp/news/detail/953c5456f1d08391906cd1458c1705955177c6dc>
53. <https://forbesjapan.com/articles/detail/83758>
54. <https://www.kinokuniya.co.jp/f/dsg-08-EK-1879049>
55. <https://mag.minkabu.jp/politics-economy/36993/>
56. <https://news.yahoo.co.jp/articles/ed65ba31e162ce3bbb01c9940a98c6912427b5fb>
57. <https://finance.logmi.jp/articles/383202>
58. <https://wedge.ismedia.jp/articles/-/39184>

59. https://www.cao.go.jp/minister/2309_s_takaichi/index.html
60. <https://www.youtube.com/watch?v=V78qSgLeyGE>
61. https://x.com/minoru_kiuchi
62. <https://live.nicovideo.jp/watch/lv348999398>
63. https://www.cao.go.jp/minister/2410_m_kiuchi/index.html
64. https://www.techno-producer.com/ai-report/sumitomo-chemical_ip_strategy_report/
65. https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/forum/reiwa6/10_240628_CAO.pdf
66. <https://www.nedo.go.jp/content/100975052.pdf>
67. https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/document/index/2023_05.pdf
68. https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/patent_qa.pdf
69. <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/startup/pdf/hokosei.pdf>
70. <https://www.peaks-media.com/10262/>
71. <https://openhub.ntt.com/journal/11049.html>
72. <https://media.emuniinc.jp/2025/05/29/patent-portfolio/>
73. <https://patent-revenue.iprich.jp/一般向け/1578/>